

国税ダイレクト納付について・・・平成 21 年 9 月から開始します

国税庁より、平成 21 年 9 月サービス開始予定の金融機関を対象としたダイレクト納付利用届出書の受付を開始するとの発表がありました。

【制度の概要】

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出等をしておけば e-Tax を利用して電子申告等の一定の手続きをすることで、国税を納付することが出来る電子納税の新たな納付手段です。

【開始手続き等】

・ 手続き対象者

e-Tax を利用して国税の申告等をしていて、ダイレクト納付を利用する者

※事前に e-Tax の利用開始の為の手続きが必要になります。

・ 開始手続き

ダイレクト納付利用届出書を、納税地の所轄税務署へ提出すること。

・ 開始時期

ダイレクト納付利用届出書を提出してからおおむね 1 ヶ月後に開始可能

※利用する金融機関により利用可能になるまでの期間が異なります。

【ダイレクト納付のメリット】

ダイレクト納付は、税務署や金融機関に訪問することなく、自宅や会社等から納付が可能になるほか、現在の電子納税にはない以下のようなメリットがあります。

①□ 納付手続きが簡単

②□ インターネットバンキングの契約が不要

③□ 期日を指定して納付手続きが可能

※特に利用回数の多い手続きに便利です。(源泉所得税の毎月納付など)

(参考) ダイレクト納付概要図

